# 政策評価について

令 和 6 年 9 月

農林水産省

# 目 次 -

1	政策評価制度 •••••••••• 1
2	政策評価の概要 ・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	政策評価の方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	政策評価体系(行政事業レビューとの関係) ・・・・・・・ 4
5	学識経験を有する者の知見の活用・・・・・・・・・・・・・・
6	令和5年度に実施した政策評価 ••••••• • • • • • • • • • • • • • • •
7	評価方法 ••••••••• 10
8	政策評価年間スケジュール ・・・・・・・・・・・・・17

# 1 政策評価制度

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(以下「政策評価法」という。)

○ ①効果的かつ効率的な行政の推進、②政府の有する諸活動について国民への 説明責任の徹底を目的に制定された法律

政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)

○ 政府全体として、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るための基本的な 指針

# 政策評価に関する基本計画

- 合行政機関の政策評価に関する基本的な事項を規定
- 〇 3~5年の期間ごとに策定
  - ※農林水産省は5年間の計画として策定(農林水産省政策評価基本計画:令和2年3月31日農林水産大臣決定)

# 事後評価の実施計画

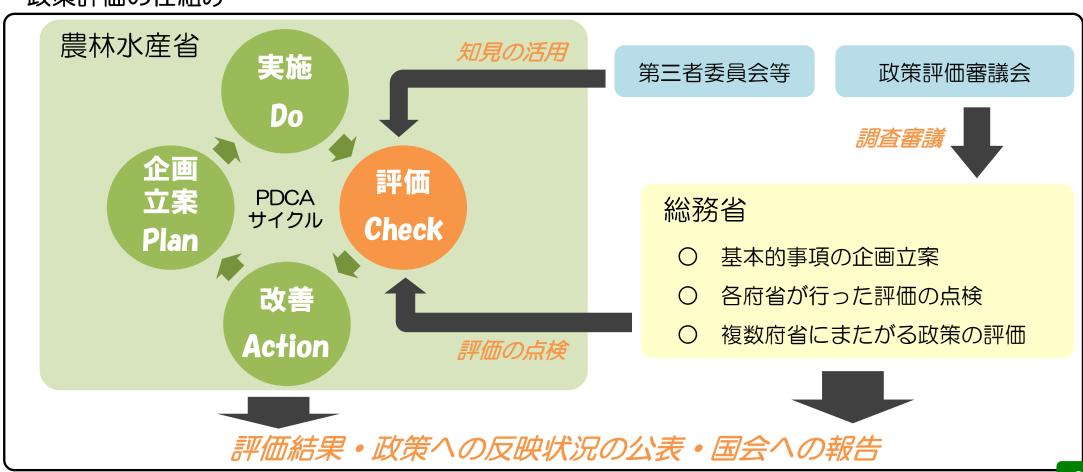
- 各行政機関がその年に実施する事後評価の対象とする政策及び具体的な評価 方法等を規定
- 〇 1年ごとに策定

(令和6年度農林水産省政策評価実施計画:令和6年3月29日農林水産大臣決定)

# 2 政策評価の概要

- 政策評価は、各府省が自らその政策の効果を把握・分析し評価を行うことにより、次の企 画立案や実施に役立てるもの。
- 〇 政策評価は、政策のPDCAサイクルの一環として制度的に位置づけられている。

# 政策評価の仕組み



# 3 政策評価の方式

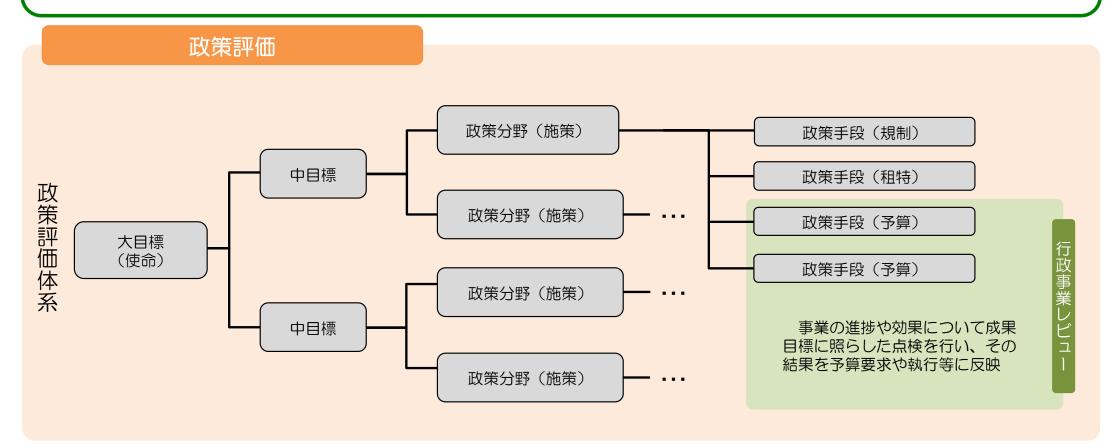
政策評価には、「実績評価方式」、「総合評価方式」、「事業評価方式」などがあり、評価対象となる政策の特性に応じて適切な方式で実施している。また、政策決定前に行う「事前評価」と、政策決定後に行う「事後評価」に分類することができる。

【 (広策) 特定の行政分野の基本的方針	評価方式	I YII		目的	方法	
	   実績   評価	主要な一般施策 等	事後	施策等の不断の見 直しや改善に資する ため	予め事前分析表により目標を設定し、その達成度合いを測定して評価	
「政策」を実現するための 具体的な方策や対策	総合評価	分野横断的な施 策等	事後	問題点等を把握し、 原因を様々な角度 から掘り下げて総合 的に分析するため	評価の目的が課題ごとに 異なることから、課題の特性に応じ、必要性、効率性、 有効性等の観点から評価	
【事務事業】 「施策」を具体化するための 個々の行政手段	事業評価	個々の事務事業 が中心 (公共事業、研究 開発、規制、租税 特別措置等)	事前事後	事務事業の採否 <b>、</b> 選択等に資するため	政策効果や要する費用等 を推計・測定し評価	

政策評価体系

# 4 政策評価体系 (行政事業レビューとの関係)

- 評価の対象となる政策がどのような目的の下に、どのような手段を用いて実施されているかという対応関係を政策評価体系を用いて明らかにすることにより、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保。
- 政策評価体系は政策評価の実施に先立ち、農林水産省政策評価実施計画で明示。
- 〇 なお、行政事業レビューは、予算事業を対象に実施。



# 農林水産省の政策評価体系

- 農林水産省の政策評価体系は、農業・林業・水産業に関する基本計画を基に25の政策分野に区分。
  - 政策分野(総合評価を行う分野を除く)ごとに実績評価を実施。
  - 政策分野⑤、⑪、⑪、⑫、窓については総合評価を実施。

# 大目標 (使命)

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

# 中目標 政策分野 ① 新たな価値の創出による需要の開拓 ② グローバルマーケットの戦略的な開拓 ③ 消費者と食・農とのつながりの深化 ④ 食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ⑤ 総合的な食料安全保障の確立(※)

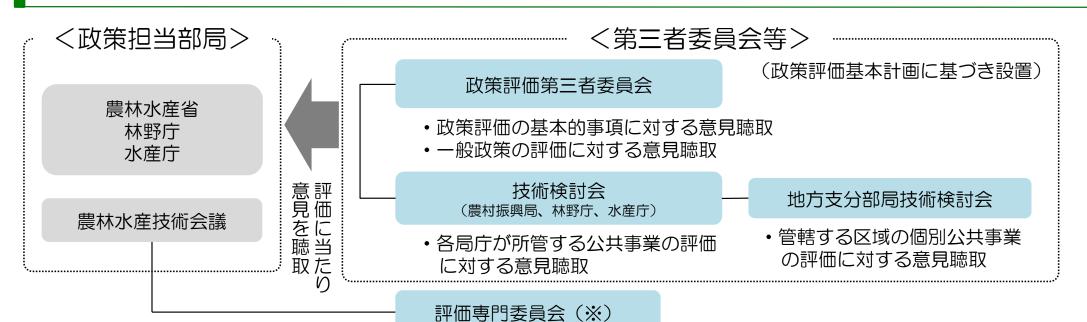
※ 総合評価を行う政策分野

	── ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
	─ ⑦ 農地集積・集約化と農地の確保
	── ⑧ 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備
2 農業の持続的な発展	● 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
	── ⑩ 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進(※)
	── ① イノベーション創出・技術開発の推進(※)
	① 環境政策の推進
	団 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
3 農村の振興	④ 農村に人が住み続けるための条件整備
	└── ⑤ 農村を支える新たな動きや活力の創出
(4 東日本大震災からの復旧・	16 東日本大震災からの復旧・復興
復興と大規模自然災害への	→ ① 大規模自然災害への備え
対応	└── ⑱ 大規模自然災害からの復旧(※)
(5森林の有する多面的機能の)	19 森林の有する多面的機能の発揮   19   19   19   19   19   19   19   1
発揮と林業・木材産業の持	② 林業の持続的かつ健全な発展
続的かつ健全な発展	└── ② 林産物の供給及び利用の確保
(6 水産物の安定供給と水産業)	② 水産資源管理の着実な実施
の健全な発展	③ 水産業の成長産業化の実現
の展生な死成	
7 横断的に関係する政策	② 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)
	※ 総合評価を行う政策分野

# 5 学識経験を有する者の知見の活用

- 政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の 向上を図ることを目的として、学識経験を有する者の知見を活用するため、農林水産省政 策評価第三者委員会を設置し、実績評価及び総合評価について意見を聴取。
- 事業評価(公共事業・研究開発)は、農林水産省政策評価第三者委員会に代えて、技術 検討会や農林水産技術会議評価専門委員会において意見を聴取。

# 政策評価第三者委員会等



- ・研究開発の評価に対する意見聴取
  - ※ 評価専門委員会は、「農林水産技術会議令」「農林水産省における研究開発 評価に関する指針」に基づき設置

お がた けんいち

緒方 賢一 高知大学教育研究部 人文社会科学系 教授

おがわ みかこ

小川 美香子 東京海洋大学 学術研究院 食品生産科学部門 准教授

しまざき たづこ

嶋﨑 田鶴子 有限会社トップリバー 取締役会長

た じま だいすけ

田島 大輔 田島山業株式会社 取締役

たなか みちこ

田中 美智子 株式会社トータルオフィス・タナカ 代表取締役

ち だ ゆういち

智田 裕一 株式会社フジテレビジョン ニュース総局 報道局 解説副委員長

な じま かずひさ

南島 和久 龍谷大学 政策学部 教授

ひろ た ひろ こ

廣田 浩子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ

や ない かつゆき

柳内 克之 株式会社儀助漁業 代表取締役社長

よしかわ じゅんこ

吉川 順子 吉川順子税理士事務所 所長 税理士 中小企業診断士

※農林水産大臣が委嘱。

任期は令和6年9月17日~令和8年8月31日(2年)。

# 6 令和5年度に実施した政策評価

評価方式	は・対象	事前評価の件数	事後評価の件数					
実績	評価		3件 (政策評価体系上の25分野のうち、水産行政分野の3分野で実施。なお、農政及び林政分野については、実績値を把握(モニタリング)。					
総合評価			2件 (農業のデジタルトランスフォーメーションの推進、イノベーション) 創出・技術開発の推進を評価。					
	公共事業	189件 (総事業費10億円以上の事業)	[期中]98件 (10年を超えて継続する事業、 事業計画を見直した事業) [完了後]114件 (総事業費10億円以上の事業)					
事業評価	研究開発	5件 総事業費10億円以上の 研究制度、研究課題	O件 総事業費10億円以上の研究制度・研究課題					
		6件 事前評価を実施した規制のうち規制の見直し時期が到来したもの						
	税 制	8件 (新設、拡充、延長要望する 法人関係税の租税特別措置等)	<ul><li>○件</li><li>恒久措置のうち法人関係税の租税特別措置</li></ul>					

# 7 評価方法

# 実績評価

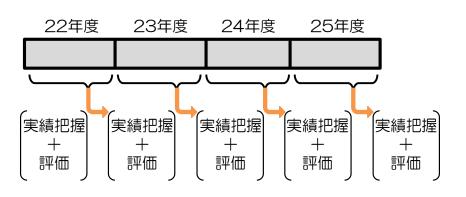
# 〈事前分析表の作成〉

○ 目標の実現に達成手段がいかに寄与するか等を事前に想定し、当該想定を事後検証 するため、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に基づき、毎年度 「事前分析表」において、目標、測定指標、達成手段等を整理。

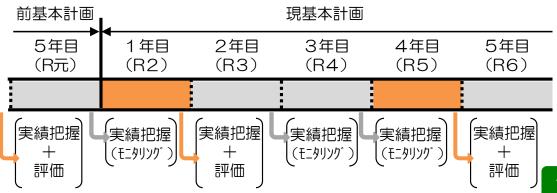
# 〈評価時期の重点化〉

- 評価作業の効率化を図り、より踏み込んだ評価を行うため、毎年度評価を実施する のではなく評価時期を重点化し実施。
- 〇 農林水産省では、実績を毎年把握するとともに、農業・林業・水産業の政策のまと まりごとに、「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」、「水産基本 計画」の策定年の前後を基本に実績評価を実施。
- 評価を実施しない年度は、実績値の把握(モニタリング)のみを実施。
  - ※ 実績値は、事前分析表に記載し公表

## 重点化以前の評価



## 重点化後の評価



# 〈評価の手順〉

- ① 実績評価は、事前分析表において事前に設定した達成すべき目標(測定指標) ごとに達成度合いをA'~Cのランク (表1)に区分。
- ② <u>政策分野ごとに</u>目標(測定指標)の達成度合いのランク数に応じ5段階(表2)に区分し、<u>政策の進捗状況を判定</u>。

## 政策評価書例

		施策(1)	回的なまとまりを持った森林経営の確立									
	E	目標①【達成すべき目標】	施業集約化(注1)等の推進	業集約化(注1)等の推進								
	E	目標②【達成すべき目標】	標] 森林病害虫等の被害の防止									
				基準値			実績値			目標値		
			ア 保全すべき松林(注5)の被害	26年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度	足风	計算分類
		測定指標	率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合 (達成度合い)	71%	80% (A:99%)	83% (A:97%)	87% (A:97%)	85% (B:89%)		100%	<b>~</b>	
			年度ごとの目標値		81%	86%	90%	95%	100%		В	F↑一直
		把握の方法	都道府県等を通じて、実績値を把握。									
		達成度合いの 判定方法	実績値の算定に当たっては、これま 達成度合(%)=当年度実績(見込 A'ランク:150%超、Aランク:90%以」	)値÷当年	度目標値>	< 100				より算定する	o.	
				基準値			実績値			目標値	達成	指標-
			が新たな市町村で松くい虫被害 の発生があった場合に、法令等に		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	各年度	廷队	計算分類
		測定指標	-	100% (A)	100% (A)	100% (A)	100% (A)		100%			
			年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%			F=一直
結果		目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)		(2		③相	当程度進	展あり			

## (表1)

	達成	対度合いを定量的に判定する場合	達成度合いを定性的に判定する場合			
	ランク	判定基準	ランク	判定基準		
	A' 目標値に対する達成度合いが150% を超える					
達成度合	A 目標値に対する達成度合いが90%以 上150%以下		A(おおむね有 効)	個別の測定指標ごとに設定		
合い	B 目標値に対する達成度合いが50%以 上90%未満		B(有効性の向上 が必要である)	個別の測定指標ごとに設定		
	C 目標値に対する達成度合いが50%未 満		C(有効性に問題 がある)	個別の測定指標ごとに設定		

## (表2)

	ガイドライン上の5段階区分	判定方法		
区分	内容	手順1	手順2	
①目標超過 達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、 測定指標の主要なものが目標を大幅に上 回って達成されたと認められるもの	全ての測定 指標が 「A'」又 は「A」	政策分野ごとの測定指標のうち 「A'」が半数以上	
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、 測定指標の主要なものが目標を大幅に上 回って達成されたと認められないもの	ld [A]	政策分野ごとの測定指標のうち 「A'」が半数未満	
③相当程度 進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は 「C」の測 定指標を含 む	政策分野ごとの測定指標のうち 「A'」、「A」及び「B(ただし、 前年度の実績値を下回った指標を除 く。)」が半数以上、かつ、「C」 が4分の1以下	
④進展が大 きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合	
⑤目標に向 かっていな い	主要な測定指標の全部又は一部が目標を 達成しなかったため、施策としても目標 達成に向けて進展していたとは認められ ず、現行の取組を継続しても目標を達成 する見込みがなかったと考えられるもの		政策分野ごとの測定指標のうち「C」が半数以上、かつ、「A'」、「A」及び「B(ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。)」が4分の1以下	

総合評価は、課題ごとに評価の目的や評価の対 象とする政策の特性が異なるため、個々の課題の 特性に応じ、必要性、 効率性、 優先性の観点を適宜 取捨選択して評価を実施。

政策分野5、10、11、18、25については、政策 効果の発現に一定の期間を要する政策であり、ま た複数の政策分野にまたがることから総合評価で 実施。

実施時期は、政策評価基本計画期間(5年)中、 政策分野ごとに1回実施。

## 総合評価対象政策分野

- ⑤:総合的な食料安全保障の確立
- ⑩:農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ⑪:イノベーション創出・技術開発の推進
- (18): 大規模自然災害からの復旧
- ②:政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

#### 総合評価書「大規模自然災害からの復旧」の要旨

#### 1 評価対象政策

評価対象期間(平成29年度~令和3年度)に発生した自然災害について、<u>災害復旧事業</u>(農業施設災害復旧等事業、農林水産業 共同利用施設災害復旧事業)及び被災した地方公共団体等への国の技術職員(MAFF-SAT)の派遣等を対象として評価を実施。

近年類発する大規模自然災害からの復旧においては、被災した農家が営農意欲を失わずに一日も早く経営再建できることが重要 であることから、農地・農業用施設や農林水産業共同利用施設の早期復旧等を推進。

これは、農業者の生活を守るだけでなく、耕作放棄地等の防止や、農家共同による種苗の確保など、農地保全や地域農業の維持 の観点においても重要。

#### 3 評価の観点

自然災害が激甚化、頻発化する一方で、災害復旧の主な実施主体となる市町村の技術系職員は減少していることから、<u>事業に着</u> <u>手するまでの災害復旧事務の効率化</u>に加え、速やかな被害把握や復旧工法の検討に向けた国の職員派遣等による技術支援が必要不

政策評価は施策の特性に応じた観点から、自ら評価を行うこととされており、本評価では、評価対象期間内に発生した被害が甚 大な災害への対応について、主に**効率性(災害査定事務等の効率化)及び有効性(災害発生時の支援や事業の早期着手・復旧完了 の状況)の観点から評価**を実施。

#### 4 災害復旧事業 (着手まで) の流れ

自治体の負担軽減や早期復旧に資する制度等

#### (農業施設災害復旧等事業の場合) ①災害発生(直後) 一応急仮工事(仮設的な工事による被害軽減) ②災害報告(発生~3週間程度、市町村→都道府県→国) →③応急本工事(査定前着工による被害軽減)

④査定設計書の提出 (発生~概ね3か月以内、都道府県→国) ⑤査定(財務省担当官の立会の下、復旧工法、事業費の決定)

補助金の交付決定、事業着手 (復旧工事は災害年も含めて原則3か年度以内に完成)

### 二次災害防止のための仮工事や、急げば次期作付けに間に **災害発生**

合う場合の復旧工事などを査定前に実施することが可能な制 時の支援

#### 災害査定の効率化

大規模災害においては、査定における効率化の方針(机上 査定上限額の引上げや査定設計書に添付する図面の簡素化 等)を、激甚災害指定の見込みが立った時点で被災自治体に 査や技術

これにより本査定方針が迅速に適用され、現地調査件数の 減少や書類作成の軽減が図られることとなり、被災自治体の 査定に要する期間の大幅な削減や負担の軽減につながる。

# 害状況調

MAFF-SAT

の派遣等

による被

#### 5 評価対象期間内に発生した大規模自然災害の分析

評価対象期間に発生した災害について、豪雨、地震、台風の種別ごとにそれぞれを代表する災害を選定し分析。

#### 広範囲で同時多発した災害(臺雨) 平成30年7月豪雨

#### 西日本を中心に広範囲・同時多発的に、

- 水害・土砂災害が発生。 国の職員の派遣による被害状況調査等 の支援や災害応急用ポンプの貸出しを
- ・農地・農業用施設において災害査定の 効率化を推進。
- ・災害発生から4年2か月時点で 着手率: 99.6%、復旧率: 94.8% (農地・農業用施設)

#### 局地的・突発的な大規模土砂災害(地震) 平成30年北海道胆振東部地震

- 最大震度7を観測した地震により、大規模 土砂災害が局地的、突発的に発生。
- ・国の職員の派遣による被害状況調査や復 旧工法の助言等の支援を実施。
- 農地・農業用施設において災害査定の効 率化を推進。
- ・大規模土砂災害に迅速かつ安全に対応す ・災害発生から4年1か月時点で
- るためドローンを活用した測量を推進。 着手率: 100%、復旧率: 98.9% (農地・農業用施設)

#### 広範囲にわたる浸水等の災害(台風) 令和元年東日本台風

東日本の広範囲で大雨、暴風が発生し、 大雨に伴う河川の氾濫、浸水害や土砂災 害が発生。

- 国の職員の派遣による被害状況調査等 の支援や災害応急用ポンプの貸出し を実施。
- 農地・農業用施設のほか共同利用施設 においても災害査定の効率化を推進。
- 災害発生から3年時点で 着手率:100%、復旧率:91.6% (農地・農業用施設)

#### 6 取組の成果及び課題

代表的な上記3つの災害への取組結果から、以下の成果及び課題が確認された。

- ・査<u>定前着工制度の積極的な活用促進や、災害査定の効率化</u>の取組、<u>迅速で安全な調査のためドローンの活用を可能とする</u>など、 早期復旧に向けた取組が適切に行われている。
- ・災害発生から一定の期間で大部分の工事に着手し、復旧が着実に進んでいる。
- MAFF-SATの派遣等により被災状況の迅速な把握や技術支援等の有効な取組が行われている。

災害の激甚化・頻発化の一方で、市町村の技術系職員が減少する中では、以下について引き続き対応が求められている。 ・災害復旧事務に係る都道府県及び市町村の事務負担の軽減

被害把握や早期復旧に向けた技術支援の更なる推進

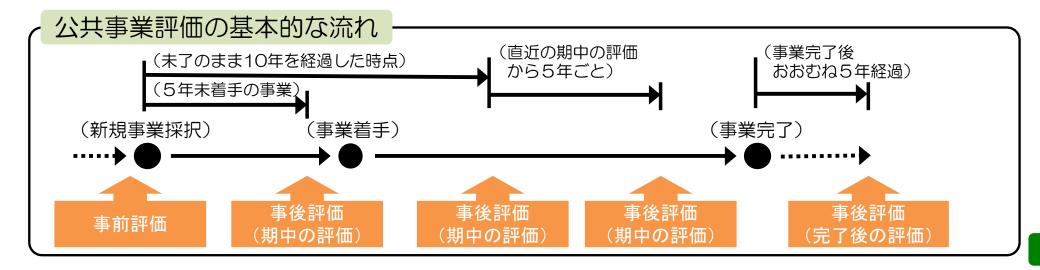
#### 7 評価結果

- ・これまでの災害への対応を通じて本政策の効率性・有効性が確認された。
- ・また、課題を踏まえ、災害復旧事務をさらに効率化するための手続等の見直し、MAFF-SAT支援活動において、市町村に派遣さ れた国の職員が市町村支援を的確に行うための方法の明確化等を実施。
- ・引き続き、災害復旧事務全般の<u>デジタル化等による事務負担の軽減を図る</u>とともに、平常時から自治体との連絡体制を構築し ながら、災害時の技術支援に積極的に取り組む必要。

# 〈公共事業〉

公共事業の評価は、個別事業等を対象に、費用に見合った政策効果が得られているかなどを事前に評価するとともに、継続中の事業及び完了した事業について、社会経済情勢の変化や費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化などを点検し、改めて、政策効果を定量的に測定・把握。

- 〇 事前評価 新規事業の採択前の段階において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。※総事業費10億円以上
- 〇 事後評価(期中の評価) 事業採択時から5年経過して未着手の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業の休止又は中止の決定をするもの。
- 〇 事後評価(完了後の評価) 事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種 事業についての評価手法の見直しや計画・調査等のあり方を検討するもの。 ※総事業費10億円以上



# 〈研究開発〉

研究開発の評価は、研究の科学的意義、社会的・経済的な効果等について評価を実施。 このうち、政策評価法に基づき、総事業費10億円以上の研究開発課題及び研究制度 が対象。

- 事前評価 新たな研究開発課題及び研究制度の採択時において、プロジェクト研究等の特性を踏まえ評価するもの。
- 事後評価(期中の評価) 研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直近の期中評価を実施した年度から起算して5年 ごとに評価するもの。
- 事後評価(終了時の評価) 研究開発課題及び研究制度の終了時に、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果 の活用、普及方法、今後取り組むべき研究課題及び研究制度について検証するもの。

## 評価基準

- 事前評価:A(重要であり内容は適切)、B(重要であるが内容の見直しが必要)、 C(不適切又は内容の抜本的見直しが必要)
- 事後評価:S(予想以上の成果を上げた)、A(概ね目的を達成した)、B(目的の達成が やや不十分であった)、C:(目的の達成が不十分であった)

# 〈規制〉

規制の評価は、事前評価、事後評価の2つに分類され、規制による影響(費用)や得られる効果(便益)等について評価を実施する。

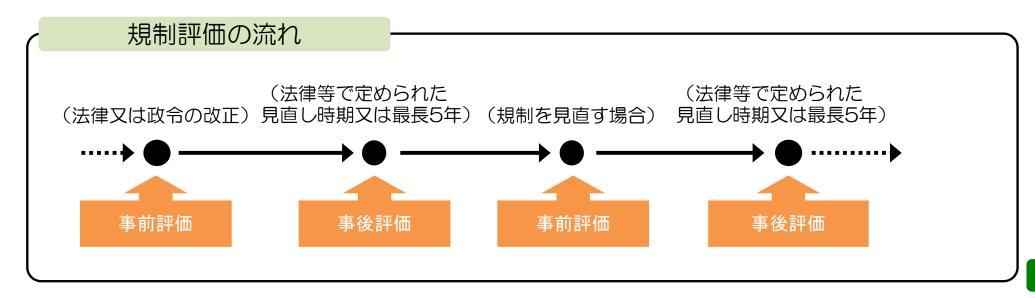
なお、規制とは、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政 目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものをいう。

## 〇 事前評価

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は 規制の内容を変更する際、評価を実施。

## 〇 事後評価

事前評価を行った規制のうち、当該法律等で定められた見直し時期又は事前評価で定められた時期が到来した規制について、事前評価書に対する指摘事項への対応状況、事前評価時の推計値と実績値が大きく異なった指標の差異分析、事前評価時には定量化できなかった指標の定量化などを踏まえ、規制継続等の正当性について評価。



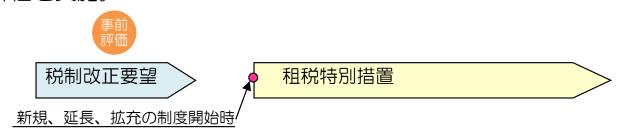
# 〈租税特別措置等〉

租税特別措置等の評価は、事前評価、事後評価の2つに分類され、租税特別措置等の必要性、有効性、相当性について評価を実施。

このうち、政策評価法に基づき、法人税、法人の道府県民税(都民税を含む。)、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに関して評価が義務付けられている。

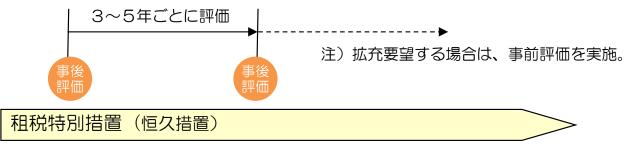
## 〇 事前評価

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策について、税制改正要望時に評価を実施。



## 〇 事後評価

評価が義務付けられている法人税、法人の道府県民税(都民税を含む。)、法人の事業税又は法人の市町村民税に係る措置のうち、適用期限が定められていない恒久措置など、過去3年から5年間に評価が実施されていない措置について評価を実施。



# 8 政策評価年間スケジュール

	<b></b>	<b>₩∧</b> =π/π	事業評価						
	実績評価	総合評価	公共事業    研究開発		規制	税制			
4月	<b>^</b>	<b>1</b>			1	<b></b>			
5月	評価の実施 …								
6月	計画の美地	作成	評価の実施	☆ 評価の実施					
7月	第三者委員会 での意見聴取	第三者委員会での ・ 意見聴取	技術検討会での 意見聴取	評価専門委員会 での意見聴取		評価の実施			
8月	評価書、事前 分析表公表	1	評価書公表	評価書公表		評価書公表			
9月									
10月									
11月		計画の美地							
12月									
1月		第三者委員への 意見聴取	評価の実施	評価の実施	評価書公表				
2月			技術検討会での 意見聴取	<ul><li>評価専門委員会</li><li>での意見聴取</li></ul>	※通例、通常国 会審議の関係か ら年度末に集中				
3月		評価書公表	評価書公表	評価書公表	している。				

注)一般的なスケジュールであり、状況によって変わる場合がある。

